

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 月曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年2月5日(月) 午後6時30分～9時30分	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	月曜日グループ 5名(伊藤、上川、園部、福岡、森田)		
	職員 2名(武林、和田)		
内 容			
<p>1.まとめた論点を発表 各委員が考えてきた範囲で各論点について発表</p> <p>2.グループ会議の進め方 2, 3, 4月の3回でまとめる。 6項目の論点のうち1, 2, 6の論点を精力的にまとめる。</p> <p>3.論点1について 論点1は条例の前文にあたる。 前文は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品格が必要である。 ・条例の目的をわかりやすく記述する ・各条文の指導理念が盛り込まれている <p>福岡委員が考えた前文を中心に各自がこれに加えることを希望する言葉を追記することにした。</p> <p><u>福岡委員が考えた前文</u></p> <p>西宮は、武庫の清流、穏やかな海辺、緑豊かな六甲の山並みなど、恵まれた自然環境の中にあります。</p> <p>市内には、二校の短大をあわせ10大学があり、また市民のための生涯学習施設や学習機会も充実し、芸術、文化、教育の豊かな文教のまちであります。</p> <p>市民は健康と福祉の向上をめざして、市民と市は信頼と協力をモットーに、安心して暮らせる住みよいまちづくりに取りくんできました。</p> <p>さらに、西宮の伝統産業や、歴史遺産は全国に知られ、なかでも甲子園球場は高校球児の憧れの殿堂です。</p> <p>しかるに、今日、本格的な地方分権の時代を迎え、地方行政にも新しい取りくみが</p>			

求められるようになりました。このときにあたり、自然環境のゆたかさと、利便性、また文教都市としての優れた特性をさらに充実させ、未来に伸びゆく西宮を次世代に引き継がねばなりません。

そのためには、今まで以上に市民の活力を市政に吹き込み、市民は市民自治の担い手であることを改めて自覚し、主体的に市政にかかわらねばなりません。

そして、自律性と自主性を柱に、市民の豊かな経験と知識を市政に反映し活用させる仕組みを充実させる必要があります。

この基本理念と市民自治の原則をいしずえに、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定します。

(各委員の意見)

- ・住みやすい町、住んでよかった町、安心、安全、環境に配慮
- ・私達は西宮市民であり、兵庫県民、日本国民、国際社会の一員、地球生物の人類でもあります。地球環境の再生保全活動は地球生物を大事に守ることとあわせて資源を有効に使用する必要がある。
- ・参画協働の根源は個人であり、芽生えは家族から始まります。祖先を敬い、親に感謝し、兄弟姉妹は仲良く、夫婦は調和協力し、子供を育み、友人、隣人は信頼互譲と地域奉仕、助け合いを基本とします。
- ・自らは、広く知識の吸収と真理の探究に努め、豊かな人格向上をめざし、社会人としての人間形成を整え、個人、家庭、地域、職業を通し、市、県、国、世界、地球環境の持続的可能な発展を目指し、積極的に参画協働します。
- ・市民各自が市政に参画していることが認識でき、貢献していることが実感として味わえる。

4. 論点2について

条例の基本原則を盛り込むこと。情報の共有の理念を明確にする。

富良野市の情報に関する条文の第3条、第4条を基本とする。

上記に加えて、情報については“市内各自治会、諸団体、NPO法人、その他公益活動諸団体”に関する情報も同様に扱う。

基本理念(基本原則)

市民による市民のための市民の権利と義務

市民と市(行政)および市民相互間による相乗効果を発揮

まちづくりの基本は住民自治の地域共同体、住民の意識の自主性尊重

情報についての基本的事項

市の情報は市民のものである。積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。

ただし、情報の提供および、共有にあたり個人情報保護法が厳しく守らなければならない。

情報発信としては次のようなものを考える。

- ・市広報誌
- ・市ホームページ
- ・市民説明会
- ・市民講座
- ・その他

条例で主になるものは

- ・市民意見提出手続（パブリックコメント手続）
- ・住民投票
- ・コミュニティ
- ・最高規範性
- ・市民参画関係 などが挙げられる。

情報について

セキュリティが重要である。

市民参画や協働の理念

1. 市民参画・・・市民が市（行政）の政策などの立案、実施、評価に積極的に参加し、多数の市民の意見を的確に反映して、市民が主体となって街づくりを推進する。
そのひとつとして住民投票を行うことも盛り込む。
2. 協働・・・民と市が互いに役割を分担して対等の立場で相互補完を行い、相乗効果的な成果を創造する。
市の責務、市民の責務を明確にする。
行政のサービスへの市民の参加の範囲をきめる。
3. コミュニティ活動・・・市民が快適な地域社会を実現するために自主的な意思を持ち権利と義務をわきまえて地域の課題を共有して解決に向かって行動する。
4. 個人情報の保護・・・個人情報保護には十分な配慮が必要であるが、市が所有する情報は可能な範囲で各種の手段を通じて公開する。

4. 今後の予定

- | | | | |
|------------|-------|----------|---------------|
| (1) 全体会議 | 平成19年 | 2月24日(土) | 午後6時30分～9時30分 |
| (2) 運営委員会 | 平成19年 | 2月10日(土) | 午後6時～8時 |
| (3) グループ会議 | 平成19年 | 3月5日(月) | 午後6時30分～8時30分 |